

環境問題・環境制度・環境産業・産業の環境配慮の歴史

文献：飯島伸子「環境社会学」
環境庁「環境庁20年史」
日経エコロジー

下川耿史『環境史年表・明治・対象編』
『環境史年表・昭和・平成編』

	日本の環境問題 環境産業・産業の環境配慮	環境法・制度・行政	世界の動向	解説
13C 1306 16C 17C後半 18C前半 19C前半	関東・東北で鉱毒問題発生 四国で鉱毒問題発生 別子銅山の鉱毒による吉野川汚染		英・石炭燃焼によるスモッグ 英・王室布告での燃焼規制 独・鉱害と森林荒廃進む 仏・冶金業による森林破壊	解説1 明治後期に一大社会問題となった足尾銅毒事件とは、政商・古河市兵衛（後の古河財閥創始者）の所有し経営する栃木県足尾の銅山および精錬所から流出した有毒物による汚染問題です。大気汚染と水質汚染、それらによる森林破壊と洪水の頻発により渡良瀬川流域の魚類の絶滅、農産物の減収、被害地域における乳幼児死亡率の上昇が引
1819 1863 1864 1870 1873 1875 1876 1885 1890 1893 1896 1897	漁業秩序の混乱 足尾銅山で被害（解説1） 上記被害渡良瀬川に及び 第二回帝国議会・田中正造質問 別子銅山鉱害で新居浜に農業被害	明治政府は鉱山心得を布告 日本坑法施行・抗物国有 海面官有宣言（翌年撤廃） 山林官民有区分により入会地官有化 鉱業条例公布 狩猟法制定 森林法制定	英・国会で第1回煤煙対策会議 英・アルカリ工場規制法 米・ミズリー州煤煙規制条例 英・公衆衛生法（煤煙規制） 英・河川汚染防止法 （1894：日清戦争）	き起こされました。 この問題に対して半生涯をかけて挑み、鉱山に抜本的な解決を迫ったのは庄屋階級出身の民権運動家・田中正造でした。正造は1890年の国会開設に際して代議士となり、91年の第二議会で政府に鉱毒問題についての質問書を提出しました。その後も問題の解決がいつこう進展しないなか1901年には議員を辞し、その後、天皇直訴による問題の告発に及んだのです。1913年に病没するまで彼の粘り強い公害闘争は続けられました。他方1896年、正造らの反対運動に突き動かされた政府から、加害者側の古河は最初の予防工事命令を受けました。廃水に対しては沈殿池の設置を、残滓に対しては堆積場の設置を命じられました。翌1897年には足尾銅山妨害排除命令が発せられ上述の沈殿池と堆積場の増設に
1905 1906 1907 1909 1912 1919 1921 1923 1928 1929 1931 1932 1934 1937 1938 1940 1945	小坂鉱山の鉱害被害 日立鉱山の鉱害被害 足尾・別子銅山で暴動 大阪朝日・大阪の汚染を批判 公有水面埋立法 岐阜・荒田川水質悪化(1917に発生) 筑豊で採掘による農地荒廃 群馬・安中で鉱害被害発生 旭川で国策パルプの汚水問題	市街地建築物法 水質保護法案要項の策定（解説2） 国立公園法制定 大阪で煤煙防止規則 東京で第一回煤煙防止メーデー 水質保護法案の制定論議（解説2）	（1904：日露戦争） 英・ナショナル・トラスト法 英・住居・都市計画法（アメニティ） 米・ロスでスモッグ発生 （1904：第一次世界大戦） （日中戦争） パルプ業最盛期 原爆投下・終戦	加え、砂防工事と脱硫装置の設置が強制されました。これわらを、わが国最初の公害防止設備投資の強制と見なすことができます。 しかしながら、わが国の鉱山精錬所の鉱害対策は、こうした足尾の特殊事例を例外として、それ以降はほとんど進展しませんでした。全国的な規模での鉱害対策は1967年の公害対策基本法の制定と1970前後の水質・大気・農用地土壌への汚染対策個別法が要請する公害防止投資による直接規制の強化まで待たねばならなかったのです。 解説2 第一次世界大戦後の重化学工業の発展により、それ以前の鉱害といった特定地域の汚染問題に加え、工場廃水による河川湖沼と沿岸海域の汚染と漁業被害が拡大しました。そのため1926年には水質保護法要項が立案され、1938年には「水質保護法案」が策定されましたが、主に当時の海軍省の反対で廃案となってしまいました。第二次世界大戦後に復活した水質汚染に対して、1958年にはいわゆる「水質二法」が、再版「水質保護法」として制定されますが、機能せず、1970年の「水質汚濁防止法」の制定まで、本格的な対策は待たねばならなかったのです。詳細は大森（1986）参照。
1946 1948 1949 1950 1951 1952 1955 1955 1956 1958 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1967 1968 1969	筑豊で採掘による農地荒廃深化 東邦亜鉛による安中鉱害悪化 イタイイタイ病学会報告で判明 四日市での煤煙被害拡大 水俣病の集団発生 江戸川・本州製紙による汚染事件 四日市コンビナート操業開始 四日市に喘息患者多発 岡山・水島コンビナート公害発生 新潟第2水俣病公表 新潟水俣病訴訟 四日市公害訴訟 イタイイタイ病訴訟 熊本水俣病訴訟 大阪国際空港騒音訴訟	東京都工場公害防止条例（解説3） 島根県・山陽パルプ・大和紡績 わが国最初の公害防止協定締結 厚生省・「公害防止法案要綱」作成 通産省・「産業公害防止法案要項」 （53：三種の神器普及開始） 「公共用水域の水質の保全に関する法律」「工場排水等の規制に関する法律」制定（水質2法） ばい煙規制法の制定 三島・沼津コンビナート建設反対運動が起こる 上記進出阻止に成功 鎌倉風致保存会による開発阻止（日本最初トラスト運動の成功） 「公害対策連絡会議」設置閣議決定 四日市・公害認定制度発足 公害防止事業団法・制定 公害防止設備・特別償却制度新設（重油脱硫装置などを対象） 以下は環境補助金政策 公害対策基本法・公布（解説4） 水俣病原因はチソの排水、新潟は昭和電工の排水とする政府見解発表 大気汚染防止法制定 騒音規制法制定 汚水処理施設について特別償却制度の創設 公害に関わる健康被害の救済に関する特別措置法の制定 以下は環境課徴金政策	米・ロスのスモッグ悪化 （朝鮮戦争） カップ『私的企業の社会的費用』 52：ロンドンスモッグ悪化 57：英・大気浄化法制定 62：カーソン『沈黙の春』 米・ベトナムで枯葉剤作戦	解説3 戦後改革による地方自治の伸張を背景に、地域規模の大気汚染に対し条例制定による対策が可能となりました。東京都のこの事例はその典型と見なせます。 また自治体が公害問題の発生に際して、被害住民や被害農漁民を代理して、加害企業と予防措置や賠償に関して締結する「公害防止協定」も、この島根県の事例が先駆会ったと言えるでしょう。 なお条例による公害規制は1970年前後の基本法と個別公害規制法の定める環境基準を上回る「上乘せ基準」の独自の設定として機能しました。他方「公害防止協定」自治体と企業の枠を越え、事業と漁協の間など民間組織との間の二者協定や、そこに自治体に加わる三者協定といった形態も加わり全国的に普及しています。 解説4 公害対策基本法は、1958年の「水質二法」や1972年のばい煙規制法と言った対症療法的な個別規制法の限界を踏まえて、公害対策の原則を（直接規制による予防）として明確化しました。そこでは公害を大気汚染・水質汚濁・農地汚染・地盤沈下・騒音・振動・悪臭と分類して規定しました。特に大気、水質、農地、振動には望ましい環境基準を定めました。 制定当初は第1条に「生活環境の保全については経済の健全な発展との調和が図られるようにする」と言った、いわゆる「経済発展との調和」条項が規定されており、
			米・農務省DDT等使用停止 米・ニューヨーク州検事総長自動車メーカー11社に大気汚染訴訟	国民の健康優先の立場から多くの批判を受けました。そのため1970年の公害国会における関連14法案の策定に際して、この条項が削除されました。ここには公害対策が経済的・経営的に無駄であり、非生産的な投資であって、経済成長を害すると見なす伝統的な経済観が強く反映して

1970	富山・黒部市でカドミウム汚染 東京・千葉で初の光化学スモッグ 静岡・ヘドロ公害住民訴訟	水質汚濁防止法の制定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 農用地の土壤汚染等に関する法律 以上を含む14法案を公害国会可決	加・オンタリオ州で水銀汚染 米・加州自動車メーカーに損害賠償請求訴訟 米・マスキー法を可決 米・オハイオ州知事水銀汚染に漁獲禁止措置、ダウ社提訴 OECD環境委員会を設置	いました。なお、同法の制定に先立って、公害防止事業団法の制定による低利融資制度や公害防止設備への特別（短期）償却制度の導入が図られました。 また制定以降もたびたび、当該設備や設置地所への租税減免制度が追加導入されました。これらを環境補助金施策として 印を付しておきました。 さらに1969年の「公害健康被害の救済」特別措置法1973年の「公害健康被害補償法」となり、独自の「汚染負荷量賦課金」制度により加害企業に環境課徴金を課しその引き上げにより予防措置の導入を実現しています。 これについては 印を付しておきました。 基本法・個別法による直接規制と環境補助金および課徴金制度の拡充が企業の公害防止投資を促し、いわゆる公害防止装置産業を形成・発展させたと考えられます。 詳細は大森(1992)参照。
1971	イタイイタイ病訴訟・原告勝訴	環境庁設置法による設置 悪臭防止法	OECD汚染者負担原則採択 スウェーデン国連人間環境会議 ローマクラブ『成長の限界』 (第一次オイルショック)	解説5 環境庁による窒素酸化物の環境基準の緩和は環境政策のそれ以降、80年代を特徴づける環境政策の停滞のきっかけとなったと言われていました。また2年後の経団連による環境影響評価法への時期尚早という批判は、この停滞傾向に乗じて同法の制定を1997年まで遅延させることとなったと反批判されています。2度のオイルショックを経て低成長を迎えた80年代は、省エネ技術の副次的効果として環境汚染の削減が進みつつも、従来の景気刺激策としての公共事業により自然環境・景観の破壊は進みました。この80年代には、欧州で廃棄物処理問題がさかんに議論され、解決として埋め立てからリサイクルへと、廃棄物行政が方向転換し、処理機器の開発が進みました。他方米国では70年代末の土壤汚染問題の露呈を背景に、スーパーファンド法(包括的環境対策・補償・責任法)体制が整い、土壌から有害物質を除去する技術の開発が進みました。この間わが国の両分野の技術はほとんど進展しませんでした。なお大気汚染防止や水質汚濁防止の装置の生産は、70年中期以降まで順調に増大しましたが、80年代にはほぼ停滞してしまいました。
1972	安中鉱害訴訟 四日市公害訴訟・原告勝訴 チッソ五井工場社員患者へ暴行	大気汚染・水質汚濁防止法一部改正 (無過失損害賠償責任) 自然環境保全法制定 公害健康被害補償法の制定 汚水処理施設の特別土地保有税の恒久非課税 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律		
1973	水俣病訴訟・原告勝訴 新潟水俣病・昭和電工と患者補償にかんして調印	大気汚染防止法の一部改正 (総量規制基準の導入) 公害健康被害補償法の一部改正 (汚染負荷量賦課金の引き上げ) 産業廃棄物処理装置への減価償却へ特例を導入 国立公害研究所発足 汚水処理施設事業所税恒久非課税 煤煙処理装置事業所税恒久非課税		
1974	富士化学工業・韓国に公害輸出	汚水処理施設固定資産税恒久非課税		
1975	東京で日本化学工業のクロム汚染発覚	振動規制法制定 公害健康被害補償法の一部改正 (汚染負荷量賦課金の引き上げ) 煤煙処理装置の特別土地保有税と固定資産税の非課税化	日本化学工業・韓国へクロム汚染輸出 ワシントン条約発効 ラムサール条約発効 ロンドン・ダンプング条約発効	
1976	クロム被害に対する損害賠償請求訴訟提起 古川鉱業・渡良瀬川公害防止協定を関連2県2市と締結	環境庁・73年の窒素酸化物の環境基準を大幅緩和(以後行政眠る)	米・ラブキャナル住宅地汚染事件 (第二次オイルショック)	
1978		(解説5)		
1979		経団連・環境アセス立法批判 茨城・霞ヶ浦富栄養化防止条例	米・スリーマイル原発事故 M.ロイストン「公害防止は儲かる」仮説を提唱 米・包括的環境対策補償責任法制定 米・シリコンバレー水源汚染 ナイロビ国連環境会議 長距離越境大気汚染条約発効 『我ら共通の未来』持続可能な発展の理念を提唱 オゾンホール存在公表 ソ連・チェルノブイリ原発事故 米・スーパーファンド法修正 マレーシアでアセス法制定	解説6 この憲章は、企業の活動が地域社会と地球環境とに密接に関連することから、人間の尊厳が尊重され、地球環境が保全される未来社会の招来を目指しています。そのためには行動指針として、環境問題の担当役員の任命や担当組織の設置を行い、自社独自の環境規定、負荷削減目標を定めてその順守状況を監査する制度を整えることの必要性を提起しています。 産業界に自主的環境対策を迫る、こうした経団連のリーダーシップ発揮の背景としては、欧米での環境管理・環境監査制度(EUのEMASやISO14000シリーズ)が形成される過程が指摘できます。また1993年に旧公害対策基本法を改正する際の基本方針、即ち、環境税を導入する方向で基本法が構想されている事態への対応とも考えられます。いずれにしても経団連としては、企業自身による自発的な環境ミクロ政策の遂行によって環境税導入等の環境マクロ政策を上まわる環境負荷の削減が可能となるとの見通しであったと見なせるでしょう。しかしこの見通しが、後に京都議定書で定められた、対1990年比6パーセントの二酸化炭素の削減についても当てはまるか否かが大きな試金石になると思われます。
1980				
1981				
1982	スパイクタイヤ粉塵問題			
1983	丸紅・古川・三井出資のフィリピン銅精錬所で公害発生			
1984				
1985	三菱化成マレーシアが住民から公害で提訴			
1986	安中訴訟公害防止協定と和解金で決着			
1987		公害健康被害補償法の一部改正 (指定解除と給付継続のため賦課金の追加徴収) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 フロンガス排出抑制施設への減価償却の特例の導入		
1988	川崎製鉄公害訴訟(75提訴)原告勝訴	水質汚濁防止法の施行令の一部改正 (トリクロロエチレン等の追加) 水質汚濁防止法一部改正 (有害物含有水の地下浸透を規制) 大気汚染防止法の一部改正 (石綿などの粉塵の基準制定) 環境庁・エコマーク制度導入	大気変動に関する国際会議が大気汚染・オゾン層破壊・酸性雨を3大驚異と見なす	
1989	宝酒造ステイオンタブ導入 三菱重工・ピーチクリーナー販売 古川遠州塵肺訴訟・和解	水質汚濁防止法一部改正 (生活排水対策)	バルディーズ号事件 成長ホルモン牛肉問題化	
1990	オリコ他自然保護付き金融商品発売 東京電力・高性能電気自動車開発 日野自動車・低公害ディーゼル開発 カーナビ販売開始(解説8)	地球温暖化防止行動計画の策定 再生資源の利用促進に関する法律 (リサイクル法)	独・デュアル・システム社設立	解説7 従来の公害対策基本法(1967)と自然環境保全法を補って、地球規模の環境問題に国際的な視野にたつて適応するために、前者を継承しつつ必要な改正を施し環境基本法が制定されました。基本理念として 環境の恵沢の享受と継承(3条) 環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(4条) 国際協調による地球環境保全の推進(5条)が謳われました。 なお、同法22条の「環境保全上の支障を防止するための経済的措置」として「経済的助成」と「経済的負担を課すこと」が規定され、後者にあたる環境税の導入とそれを財源とする環境補助金の提供ができるように政策的基礎が明文化されました。この点で旧基本法が主に直接規制による汚染対策を政策手法として想定していたという政策選択幅の狭さが克服されたといえます。
1991	電力九社ゴミ発電の購入費倍額化 電池メーカーカドミウム全廃 全国の製紙会社からダイオキシン	経団連地球環境憲章公表(解説6)	独・包装廃棄物回避の政令制定	
1992	電力会社・買電事業開始(解説8) 千葉川鉄陳謝・和解 眺望権訴訟でリゾートマンション敗訴	パーゼル国内法の制定	リオで国連人間環境会議 特定フロン95年全廃決定(モ議定書) 気候変動枠組条約採択	
1993	NKK京浜製鉄所CO2削減製鉄プラント(解説8)	環境基本法の制定(解説7)		
1994	大学研究機関・電気自動車研究会設立	通産省ニューサンシャイン計画 環境基本計画の策定		
1995	王子製紙・割り箸リサイクル開始 高知・県営風力発電を買電	包装容器リサイクル法の制定	(阪神淡路大地震・サリン事件) M.ポーター「環境先進企業の競争優位」説を提唱 ISO14000シリーズ発効	解説8 1990年代に入って、企業による自主的な環境ミクロ政策が様々な形で、その成果を社会に発信し始めました。そのうちで着目すべきは、地球温暖化対策として省エネ型の耐久消費財(自動車、自然エネルギー利用装置)の開発と普及、リサイクル技術の導入、有害物質の排除等が挙げられます。とりわけ海外での植林事業の展開は、明らかに京都議定書が認めている排出権取り引きの利用によって地球規模での温暖化対策として先駆的事业と考えられます。 なお、別添の年表からわかるようにこの90年代には、わが国においても本格的なグリーン・コンシューマーが、層として形成されはじめます。環境に負荷の少ない商品や
1996	日本鋼管・廃ガラスリサイクル 山形・風力発電買電会社設立 アサヒビール・ゼロエミッション	12都市でパーク＆ライドモデル事業		
1997	トヨタ・工程の有害塩素化合物全廃 トヨタ・プリウス発表(解説8) 王子製紙他が豪州で植林	環境影響評価法の制定 (環境アセスメント法) 新エネルギー法の制定 包装容器リサイクル法の施行 家電リサイクル法の制定	地球温暖化京都議定書削減目標設定	
1998				

1999	<p>富士通・環境会計公表（解説8） キャノン環境ラベル導入 東海村でJCOによる臨界事故 富士急行経営の有料道路で環境料金 テレビ朝日ダイオキシン誤報道</p>	<p>化学物質管理促進法の制定 ダイオキシン類対策特別措置法 改正省エネ法の施行 林野庁緑のオーナ廃止 名古屋市干潟埋立てゴミ捨てを断念</p>	<p>英・気候変動税の導入を表明</p>	<p>環境負荷の削減につながるサービスへの需要が高まり、また、このような消費者・企業人などに情報を伝達する環境ソフト・ビジネスも広がりを見せ始めました。</p>
2000	<p>藤沢市ゴミ処理場からダイオキシン</p>	<p>循環型社会基本法の制定 食品リサイクル法の制定 建築資材リサイクル法の制定 グリーン購入法の制定 横須賀市環境会計を公表</p>		
2002		<p>土壌汚染対策法の制定</p>		

